

■建築基準法(許認可)に関する手数料

区分	R8.3.31まで	→	R8.4.1から	根拠 法令
道路位置指定申請手数料	50,000円	→	60,000円	建築基準法第42条第1項第5号
道路位置指定変更申請手数料	50,000円	→	60,000円	
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	26,000円	→	26,430円	建築基準法第43条第2項第1号
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円	→	32,800円	建築基準法第43条第2項第2号
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円	→	32,800円	建築基準法第44条第1項第2号
道路内における建築認定申請手数料	26,000円	→	26,430円	建築基準法第44条第1項第3号
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第44条第1項第4号
壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第47条ただし書
用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円	→	177,060円	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)
用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料	120,000円	→	116,690円	建築基準法第48条第16項第1号
用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料	140,000円	→	136,990円	建築基準法第48条第16項第2号
特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)
建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	25,800円	→	26,420円	建築基準法第52条第6項第3号
建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	154,200円	→	157,660円	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	32,600円	→	33,260円	建築基準法第53条第4項、第5項又は第6項第3号
建築物の敷地面積の許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号(同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)
建築物の高さの特例認定申請手数料	25,800円	→	26,420円	建築基準法第55条第2項
建築物の高さの許可申請手数料	154,200円	→	157,660円	建築基準法第55条第3項又は第4項各号
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第56条の2第1項ただし書
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	→	26,430円	建築基準法第57条第1項
高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	154,200円	→	157,660円	建築基準法第58条第2項
高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第59条第1項第3号
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第59条第4項
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第59条の2第1項
再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	→	26,430円	建築基準法第68条の3第1項、第2項又は第3項
再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第68条の3第4項
地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	→	26,430円	建築基準法第68条の4第1項
地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第68条の5の3第2項
地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	→	26,430円	建築基準法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	160,000円	→	157,660円	建築基準法第68条の7第5項
1年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料	120,300円	→	116,890円	建築基準法第85条第6項
1年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料	160,300円	→	157,080円	建築基準法第85条第7項
一団地内の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2	63,600円	→	65,010円
	建築物の数が3以上	63,600円に2を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→	65,010円に2を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1(既存建築物を除く)	63,600円	→	65,010円
	建築物の数が2以上(既存建築物を除く)	63,600円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→	65,010円に1を超える建築物の数に24,180円を乗じて得た金額を加算した金額

■建築基準法(許認可)に関する手数料

区分	R8.3.31まで	→ R8.4.1から	根拠 法令
一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2 199,100円	→ 202,870円	建築基準法第86条第3項
	建築物の数が3以上 199,100円に2を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→ 202,870円 に2を超える建築物の数に 24,180円 を乗じて得た金額を加算した金額	
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1(既存建築物を除く) 199,100円	→ 202,870円	建築基準法第86条第4項
	建築物の数が2以上(既存建築物を除く) 199,100円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→ 202,870円 に1を超える建築物の数に 24,180円 を乗じて得た金額を加算した金額	
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物の数が1(一敷地内認定建築物を除く) 63,600円	→ 65,010円	建築基準法第86条の2第1項
	建築物の数が2以上(一敷地内認定建築物を除く) 63,600円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→ 65,010円 に1を超える建築物の数に 24,180円 を乗じて得た金額を加算した金額	
一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1(一敷地内認定建築物を除く) 199,100円	→ 202,870円	建築基準法第86条の2第2項
	建築物の数が2以上(一敷地内認定建築物を除く) 199,100円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→ 202,870円 に1を超える建築物の数に 24,180円 を乗じて得た金額を加算した金額	
一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1(一敷地内認定建築物を除く) 199,100円	→ 202,870円	建築基準法第86条の2第3項
	建築物の数が2以上(一敷地内認定建築物を除く) 199,100円に1を超える建築物の数に23,700円を乗じて得た金額を加算した金額	→ 202,870円 に1を超える建築物の数に 24,180円 を乗じて得た金額を加算した金額	
一団地内の建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た金額を加算した金額	→ 6,340円 に現に存する建築物の数に 11,970円 を乗じて得た金額を加算した金額	建築基準法第86条の5第1項
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	→ 26,840円	建築基準法第86条の6第2項
既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画認定申請手数料	27,000円	→ 26,840円	建築基準法第86条の8第1項
既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	27,000円	→ 26,840円	建築基準法第86条の8第3項
既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画認定申請手数料	27,000円	→ 26,430円	建築基準法第87条の2第1項
既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	27,000円	→ 26,430円	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項
既存建築物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の許可申請手数料	120,300円	→ 116,890円	建築基準法第87条の3第6項
既存建築物の用途を一時的に特別興行場等に変更する場合の許可申請手数料	160,300円	→ 156,980円	建築基準法第87条の3第7項
既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	26,000円	→ 26,430円	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項
既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	26,000円	→ 26,430円	建築基準法施行令第137条の12第7項